

令和4年5月25日

指定障害者支援施設

管理者様

指定共同生活援助事業所

岐阜県身体障害者更生相談所長

地域リハビリテーション推進事業（施設等訪問相談事業）のご案内

平素、県の福祉行政にご理解ご協力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当所では障がいのある方が地域において安全かつ充実した生活が送れるよう身体障害者福祉司（理学療法士）が皆様の所へお伺いし、相談・助言を行う施設等訪問相談事業を行っています。

今年度は指定障害者支援施設及び指定共同生活援助事業所（身体障害者及び障害者総合支援法で指定される難病患者を支援する事業所）を対象に実施しますので、ご希望されます場合は別添の『リハビリテーション相談申込書』にご記入の上、6月30日（木）までに岐阜県身体障害者更生相談所宛に送付して下さい。

なお、申込状況によっては複数回の実施も可能といたしますので別紙申込書の備考欄にご記入下さい。

[内容]

- ① 補装具や福祉用具に関する相談・助言
- ② リハビリテーションに関する相談・助言
- ③ 介護方法等、職員に対する相談・助言

[費用等]

・無料(岐阜県へのお支払いはありません。)

※施設及び事業所様には、実施場所の提供、対象者の取りまとめ及び運営の補助(対象者の誘導や個別相談の時間調整等)についてご協力をお願いします。

[開催日時]

・火曜日及び木曜日を除く平日の午前10時～正午若しくは午後1時～3時の2時間程度。

[その他]

- ・相談申込書につきましては必ず相談内容をご記入下さい。
- ・感染対策のため会場内の換気、対象者のマスク着用にご協力下さい。
- ・補装具業者の派遣につきましては施設より依頼して下さい。

(問合せ先は裏面参照)

岐阜県身体障害者更生相談所			
担当係長	市川	担当	古川
TEL	058-231-9715		
FAX	058-231-9716		
Eメール	c22201@pref.gifu.lg.jp		